

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【公開番号】特開2006-148283(P2006-148283A)

【公開日】平成18年6月8日(2006.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2006-022

【出願番号】特願2004-332761(P2004-332761)

【国際特許分類】

<i>H 04 N</i>	<i>7/173</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>G 11 B</i>	<i>20/10</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>G 11 B</i>	<i>27/00</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>H 04 N</i>	<i>5/76</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>H 04 N</i>	<i>5/765</i>	<i>(2006.01)</i>

【F I】

<i>H 04 N</i>	<i>7/173</i>	<i>6 4 0 A</i>
<i>H 04 N</i>	<i>7/173</i>	<i>6 3 0</i>
<i>G 11 B</i>	<i>20/10</i>	<i>D</i>
<i>G 11 B</i>	<i>20/10</i>	<i>F</i>
<i>G 11 B</i>	<i>20/10</i>	<i>3 0 1 Z</i>
<i>G 11 B</i>	<i>27/00</i>	<i>D</i>
<i>H 04 N</i>	<i>5/76</i>	<i>B</i>
<i>H 04 N</i>	<i>5/91</i>	<i>L</i>

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月25日(2007.1.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多数のコンテンツデータを記憶保持する記憶媒体の利用が可能な親機としての第1の装置と、前記親機から転送されたコンテンツデータを再生する機能を有する子機としての第2の装置とからなるコンテンツ利用システムであって、

前記親機としての第1の装置は、

コンテンツデータを前記記録媒体に記録するようとする記録制御手段と、

前記子機としての第2の装置からの再生履歴情報を受け付ける受付手段と、

前記受付手段を通じて受け付けた前記子機としての第2の装置からの前記再生履歴情報を解析し、前記子機としての第2の装置の利用態様を示す情報を生成する情報解析手段と

、  
前記情報解析手段で生成された前記利用態様を示す情報に基づいて、前記記録媒体に記憶保持されているコンテンツデータの内、前記子機としての第2の装置が利用するであろうコンテンツデータを抽出する抽出手段と、

前記抽出手段により抽出された前記コンテンツデータを、前記子機としての第2の装置に転送する転送手段と

を備え、

前記子機としての第2の装置は、

前記親機からのコンテンツデータを利用する毎に、コンテンツデータの再生履歴情報を

生成する履歴生成手段と、

前記履歴生成手段で生成された前記再生履歴情報を前記親機としての第1の装置に転送する再生履歴提供手段と、

前記親機としての第1の装置から供給されるコンテンツデータを受け付けるデータ受付手段と

を備えることを特徴とするコンテンツ利用システム。

#### 【請求項2】

請求項1に記載のコンテンツ利用システムであって、

前記親機としての第1の装置は、

放送信号を受信選局する受信選局手段と、

ユーザー好みの放送番組の放送信号を受信選局するための選局指示情報を記憶保持する選局指示記憶手段と、

前記受付手段を通じて受け付けた前記子機としての第2の装置からの前記再生履歴情報に基づいて、前記選局指示記憶手段の前記選局指示情報を更新する選局指示更新手段とを備え、

前記記録制御手段は、前記選局指示記憶手段の前記選局指示情報を予め取得する放送予定情報とに基づいて前記受信選局手段を制御し、受信選局した放送番組の放送信号をコンテンツデータとして前記記録媒体に記録するように制御できるものであることを特徴とするコンテンツ利用システム。

#### 【請求項3】

請求項1に記載のコンテンツ利用システムであって、

前記親機としての第1の装置の前記抽出手段は、前記利用態様を示す情報を解析することによって、前記子機としての第2の装置の利用態様を予測して、前記子機としての第2の装置に転送するコンテンツデータを抽出することを特徴とするコンテンツ利用システム。

#### 【請求項4】

請求項1に記載のコンテンツ利用システムであって、

前記親機としての第1の装置は、

放送信号を受信選局する受信選局手段と、

ユーザーが目的とする放送番組の放送信号を受信選局するための選局指示情報を記憶保持する選局指示記憶手段とを備え、

前記記録制御手段は、前記選局指示記憶手段の前記選局指示情報を基づいて、前記受信選局手段を制御し、受信選局した放送番組を前記記録媒体に記録するように制御できるものであることを特徴とするコンテンツ利用システム。

#### 【請求項5】

多数のコンテンツデータを記憶保持する記憶媒体の利用が可能な親機としての記録再生装置と、前記親機から転送されたコンテンツデータを再生する機能を有する子機としての情報端末装置とからなるコンテンツ利用システムの前記親機としての記録再生装置であって、

コンテンツデータを前記記録媒体に記録するようにする記録制御手段と、

前記子機としての情報端末装置からの再生履歴情報を受け付ける受付手段と、

前記受付手段を通じて受け付けた前記子機としての情報端末装置からの前記再生履歴情報を解析し、前記子機としての情報端末装置の利用態様を示す情報を生成する情報解析手段と、

前記情報解析手段で生成された前記利用態様を示す情報を基づいて、前記記録媒体に記憶保持されているコンテンツデータの内、前記子機としての情報端末装置が利用するであろうコンテンツデータを抽出する抽出手段と、

前記抽出手段により抽出された前記コンテンツデータを、前記子機としての情報端末装置に転送する転送手段と

を備えることを特徴とする記録再生装置。

**【請求項 6】**

請求項 5 に記載の記録再生装置であって、  
放送信号を受信選局する受信選局手段と、  
ユーザーの好みの放送番組の放送信号を受信選局するための選局指示情報を記憶保持する選局指示記憶手段と、

前記受付手段を通じて受け付けた前記子機としての情報端末装置からの前記再生履歴情報に基づいて、前記選局指示記憶手段の前記選局指示情報を更新する選局指示更新手段とを備え、

前記記録制御手段は、前記選局指示記憶手段の前記選局指示情報を予め取得する放送予定情報とに基づいて前記受信選局手段を制御し、受信選局した放送番組の放送信号をコンテンツデータとして前記記録媒体に記録するように制御できるものであることを特徴とする記録再生装置。

**【請求項 7】**

請求項 5 に記載の記録再生装置であって、  
前記抽出手段は、前記利用態様を示す情報を解析することによって、前記子機としての情報端末装置の利用態様を予測して、前記子機としての情報端末装置に転送するコンテンツデータを抽出することを特徴とする記録再生装置。

**【請求項 8】**

請求項 5 に記載の記録再生装置であって、  
放送信号を受信選局する受信選局手段と、  
ユーザーが目的とする放送番組の放送信号を受信選局するための選局指示情報を記憶保持する選局指示記憶手段とを備え、

前記記録制御手段は、前記選局指示記憶手段の前記選局指示情報を基づいて、前記受信選局手段を制御し、受信選局した放送番組を前記記録媒体に記録するように制御できるものであることを特徴とする記録再生装置。

**【請求項 9】**

多数のコンテンツデータを記憶保持する記憶媒体の利用が可能な親機としての記録再生装置と、前記親機から転送されたコンテンツデータを再生する子機としての情報端末装置とからなるコンテンツ利用システムの前記情報端末装置であって、

前記親機からのコンテンツデータを利用する毎に、コンテンツデータの再生履歴情報を生成する履歴生成手段と、

前記履歴生成手段で生成された前記再生履歴情報を前記親機としての記録再生装置に転送する再生履歴提供手段と、

前記親機としての記録再生装置から供給されるコンテンツデータを受け付けるデータ受付手段と

を備えることを特徴とする情報端末装置。

**【請求項 10】**

多数のコンテンツデータを記憶保持する記憶媒体の利用が可能な親機としての第1の装置と、前記親機から転送されたコンテンツデータを再生する子機としての第2の装置とかなるコンテンツ利用システムにおけるシステム制御方法であって、

前記親機としての第1の装置においては、

コンテンツデータを前記記録媒体に記録するようにする記録工程と、

前記子機としての第2の装置の再生履歴情報を取得する取得工程と、

前記取得工程を通じて取得した前記子機としての第2の装置からの前記再生履歴情報を解析し、前記子機としての第2の装置の利用態様を示す情報を生成する情報解析工程と、

前記情報解析工程において生成された前記利用態様を示す情報に基づいて、前記記録媒体に記憶保持されているコンテンツデータの内、前記子機としての第2の装置が利用するであろうコンテンツデータを抽出する抽出工程と、

前記抽出工程において抽出した前記コンテンツデータを、前記子機としての第2の装置に転送する転送工程と

を行い、

前記子機としての第2の装置においては、

前記親機からのコンテンツデータを利用する毎に、コンテンツデータの前記再生履歴情報を生成する生成工程と、

前記生成工程において生成した前記再生履歴情報を前記親機としての第1の装置に提供する提供工程と、

前記親機としての第1の装置から供給されるコンテンツデータを受け付けるコンテンツ受付工程と

を行うことを特徴とするシステム制御方法。

#### 【請求項 1 1】

請求項10に記載のシステム制御方法であって、

前記親機としての第1の装置においては、

前記取得工程において取得した前記再生履歴情報に基づいて、選局指示記憶部に記憶保持されているユーザー好みの放送番組の放送信号を受信選局するための選局指示情報を更新する更新工程を備え、

前記記録工程においては、前記選局指示記憶部の前記選局指示情報と予め取得する放送予定情報とに基づいてチューナ部を制御し、受信選局した放送番組の放送信号をコンテンツデータとして前記記録媒体に記録することができることを特徴とするシステム制御方法。

#### 【請求項 1 2】

請求項10に記載のシステム制御方法であって、

前記親機としての第1の装置の前記抽出工程においては、前記利用態様を示す情報を解析することによって、前記子機としての第2の装置の利用態様を予測して、前記子機としての第2の装置に転送するコンテンツデータを抽出することを特徴とするシステム制御方法。

#### 【請求項 1 3】

請求項10に記載のシステム制御方法であって、

前記記録工程においては、ユーザーが目的とする放送番組の放送信号を受信選局するために選局指示記憶部に記憶保持されている選局指示情報に基づいてチューナ部を制御し、受信選局した放送番組の放送信号をコンテンツデータとして前記記録媒体に記録することができることを特徴とするシステム制御方法。

#### 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】コンテンツ利用システム、記録再生装置、情報端末装置およびシステム制御方法

#### 【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

この発明は、例えば、ハードディスクなどの大容量の記録媒体を備えた第1の装置と、携帯情報端末などのコンテンツの再生機能を有する第2の装置とからなるコンテンツ利用システム、このシステムで用いられる装置およびシステム制御方法に関する。

#### 【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

HDD (Hard Disk Drive) の大容量化が進み、テレビやラジオなどの放送番組や、CD (Compact Disc) などのメディアからの大量のデータを HDD に記録する装置がある。このような大容量記録媒体を用いる記録装置においては、例えば放送やインターネットによって提供される EPG (Electric Program Guide) などと呼ばれる電子番組表の情報を利用し、ユーザーが目的とする放送番組（コンテンツ）を撮り貯めることができる機能なども提供されており便利である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記課題を解決するため、請求項1に記載の発明のコンテンツ利用システムは、多数のコンテンツデータを記憶保持する記憶媒体の利用が可能な親機としての第1の装置と、前記親機から転送されたコンテンツデータを再生する機能を有する子機としての第2の装置とからなるコンテンツ利用システムであって、

前記親機としての第1の装置は、

コンテンツデータを前記記録媒体に記録するようにする記録制御手段と、

前記子機としての第2の装置からの再生履歴情報を受け付ける受付手段と、

前記受付手段を通じて受け付けた前記子機としての第2の装置からの前記再生履歴情報を解析し、前記子機としての第2の装置の利用態様を示す情報を生成する情報解析手段と

、  
前記情報解析手段で生成された前記利用態様を示す情報に基づいて、前記記録媒体に記憶保持されているコンテンツデータの内、前記子機としての第2の装置が利用するであろうコンテンツデータを抽出する抽出手段と、

前記抽出手段により抽出された前記コンテンツデータを、前記子機としての第2の装置に転送する転送手段と

を備え、

前記子機としての第2の装置は、

前記親機からのコンテンツデータを利用する毎に、コンテンツデータの再生履歴情報を生成する履歴生成手段と、

前記履歴生成手段で生成された前記再生履歴情報を前記親機としての第1の装置に転送する再生履歴提供手段と、

前記親機としての第1の装置から供給されるコンテンツデータを受け付けるデータ受付手段と

を備えることを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

この請求項1に記載のコンテンツ利用システムによれば、親機としての第1の装置と子機としての第2の装置とは、有線や無線によって接続可能とされる。そして、子機としての第2の装置は、親機としての第1の装置の抽出手段によって記録媒体から抽出され、転送手段によって転送されるコンテンツデータを、データ受付手段を通じて受け付けて、これを再生して利用することができるようになっている。

**【手続補正7】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0013**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0013】**

親機としての第1の装置においては、受付手段を通じて受け付けた子機としての第2の装置からの再生履歴情報を情報解析手段により解析することによって、子機の利用態様を示す情報が生成される。そして、親機としての第1の装置の抽出手段においては、生成された当該利用態様を示す情報に基づいて、子機に提供するコンテンツが抽出される。

**【手続補正8】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0014**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0014】**

これにより、親機としての第1の装置においては、子機としての第2の装置の利用態様に応じて、子機としての第2の装置において利用される可能性の高いコンテンツを抽出して、これを子機としての第2の装置に提供することができるようになります。すなわち、当該システムのユーザーは、煩雑な操作や時間をかけることなくなく、利用する可能性の高いコンテンツのみを子機としての第2の装置に格納し、これを再生して利用することができるようになります。

**【手続補正9】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0015**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0015】**

また、請求項2に記載の発明のコンテンツ利用システムは、請求項1に記載のコンテンツ利用システムであって、

前記親機としての第1の装置は、

放送信号を受信選局する受信選局手段と、

ユーザーの好みの放送番組の放送信号を受信選局するための選局指示情報を記憶保持する選局指示記憶手段と、

前記受付手段を通じて受け付けた前記子機としての第2の装置からの前記再生履歴情報に基づいて、前記選局指示記憶手段の前記選局指示情報を更新する選局指示更新手段とを備え、

前記記録制御手段は、前記選局指示記憶手段の前記選局指示情報を予め取得する放送予定情報とに基づいて前記受信選局手段を制御し、受信選局した放送番組の放送信号をコンテンツデータとして前記記録媒体に記録するように制御できるものであることを特徴とする。

**【手続補正10】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0016**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0016】**

この請求項2に記載の発明のコンテンツ利用システムによれば、親機としての第1の装置の記録制御手段は、選局指示記憶手段に記憶された選局指示情報を放送予定情報とに基づいて、受信選局手段を制御し、ユーザーが好みの放送番組を選局して、これを記録媒体

に蓄積することができるようにされている。この選局指示記憶手段に記憶された選局指示情報が、選局指示更新手段によって、子機としての第2の装置からの再生履歴情報に基づいて更新される。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

これにより、ユーザーが子機としての第2の装置を用いて利用したコンテンツの利用履歴に基づいて、選局指示情報が更新され、コンテンツの実際の利用状況に応じて、ユーザーが好む放送番組を自動的に選局して記録媒体に蓄積することができるようになる。そして、ユーザー好みに合ったコンテンツをユーザーの手を煩わせることなく子機としての第2の装置に提供することができるようになる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

また、請求項3に記載の発明のコンテンツ利用システムは、請求項1に記載のコンテンツ利用システムであって、

前記親機としての第1の装置の前記抽出手段は、前記利用態様を示す情報を解析することによって、前記子機としての第2の装置の利用態様を予測して、前記子機としての第2の装置に転送するコンテンツデータを抽出することを特徴とする。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

この請求項3に記載の発明のコンテンツ利用システムによれば、親機としての第1の装置の抽出手段は、利用態様を示す情報を解析することによって、子機としての第2の装置の利用態様を予測し、この予測結果に基づいて、子機である第2の装置に転送するコンテンツデータを抽出する。これにより、利用頻度の高いコンテンツのジャンルや利用頻度の高い時間帯などの情報から、利用されるであろうコンテンツを正確に特定し、ユーザーの手を煩わせることなく子機としての第2の装置に提供し、これを再生して利用することができるようになる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

また、請求項4に記載の発明のコンテンツ利用システムは、請求項1に記載のコンテンツ利用システムであって、

前記親機としての第1の装置は、

放送信号を受信選局する受信選局手段と、

ユーザーが目的とする放送番組の放送信号を受信選局するための選局指示情報を記憶保持する選局指示記憶手段とを備え、

前記記録制御手段は、前記選局指示記憶手段の前記選局指示情報に基づいて、前記受信選局手段を制御し、受信選局した放送番組を前記記録媒体に記録するように制御できるものであることを特徴とする。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

この請求項4に記載のコンテンツ利用システムによれば、親機としての第1の装置の記録制御手段は、選局指示記憶手段に記憶された選局指示情報と放送予定情報とに基づいて、受信選局手段を制御し、ユーザーが好みの放送番組を選局して、これを記録媒体に蓄積することができるようになっている。そして、記録媒体に記録された多数のコンテンツの中から、抽出手段によって子機としての第2の装置に提供するコンテンツが抽出されるが、この場合、情報解析手段によって、子機としての第2の装置からの再生履歴情報を解析することによって生成される利用態様を示す情報に基づいて、抽出するコンテンツが選択するようになる。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

これにより、子機としての第2の装置の利用態様に合致したコンテンツを記録媒体から抽出し、これを子機としての第2の装置に対して、ユーザーの手を煩わせることなく、提供することができるようになる。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

図1に示すように、この実施の形態のシステムは、親機となるハードディスクレコーダ100と子機となる携帯情報端末200とから構成される。このシステムは、この発明のシステム、方法が適用されたものであり、また、ハードディスクレコーダ100は、この発明の記録再生装置が適用されたものであり、携帯情報端末200は、この発明の情報端末装置が適用されたものである。

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

図1に示すように、ハードディスクレコーダ100と携帯情報端末200とは、クレードル300とデジタルインターフェース（以下、デジタルI/Fと略称する。）とによっ

て接続される。そして、クレードル300に携帯情報端末200をセットするだけで（置くだけで）、ハードディスクレコーダ100の子機との接続端と、携帯情報端末200の親機との接続端とを接続し、デジタルI/Fおよびクレードル300を通じて、ハードディスクレコーダ100と携帯情報端末200との間ににおいて、種々のデータの送受を行うことができるようとしている。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0076

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0076】

[ 携帯情報端末の構成 ]

図3は、この実施の形態のシステムの携帯情報端末200の構成を説明するためのブロック図である。この実施の形態の携帯情報端末は、この発明による情報端末装置が適用されたものである。図3に示すように、この実施の形態の携帯情報端末200は、図1を用いて説形したようにクレードル300を通じて親機であるハードディスクレコーダ100に接続するための接続端201と、親機との接続を可能にするための親機I/F202と、データ処理部203と、フラッシュメモリ204とを備えている。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0173

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0173】

また、番組に関するデータベース32の利用方法として、番組に関するデータベースは、上述もしたように、ニュース番組を携帯情報端末200に転送し、その日のうちに削除された場合、鮮度情報「0」、保存情報「0」となるようとする。そして、親機から子機にコンテンツを転送する場合、鮮度と実際に記録されてから過ぎた日にちの差が小さいものほど優先するようとする。すなわち、鮮度情報が小さく、保存期間が短い場合には、確実に利用される情報であると判断できるからである。

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0176

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0176】

なお、上述した実施の形態においては、親機としてハードディスクレコーダを用いるようにしたが、これに限るものではない。例えば、記録媒体としてブルーレイディスク(BI u-ray Disc)などと呼ばれる大容量光ディスクを用いる記録装置や記録再生装置にこの発明の親機にかかる装置を適用することができる。すなわち、用いられる記録媒体は、ハードディスクに限るものではなく、光ディスク、光磁気ディスク、磁気ディスク、半導体メモリなどの種々のものを用いる記録装置、記録再生装置にこの発明の親機にかかる装置を適用することができる。

【手続補正23】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0177

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0177】

また、上述した実施の形態においては、子機としての携帯情報端末は、フラッシュメモ

リを記録媒体として用いるものとして説明したが、これに限るものではない。その他の半導体メモリを用いたり、あるいは、ブルーレイディスクなどの光ディスクや光磁気ディスク、磁気ディスクなどを用いたりする携帯情報端末に、この発明の子機に係る装置を適用することが可能である。

【手続補正24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0186

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0186】

【図1】この発明のシステムの一実施の形態が適用されたコンテンツ利用システムの構成を説明するための図である。

【図2】この発明の親機に係る装置の一実施の形態が適用されたハードディスクレコーダ100を説明するためのブロック図である。

【図3】この発明の子機に係る装置の一実施の形態が適用された携帯情報端末200を説明するためのブロック図である。

【図4】ハードディスクレコーダ100で管理される情報について説明するための図である。

【図5】携帯情報端末200で管理される情報について説明するための図である。

【図6】好みデータベースを説明するための図である。

【図7】記録履歴データを説明するための図である。

【図8】タイムデータベースを説明するための図である。

【図9】番組に関するデータベースを説明するための図である。

【図10】再生状況データを説明するための図である。

【図11】ハードディスクレコーダ100の動作を説明するためのフローチャートである。

【図12】携帯情報端末200の動作を説明するためのフローチャートである。

【図13】ハードディスクレコーダ100で実行されるタスクについて説明するための図である。